はじめに　象徴天皇制とは何か――制度と個人のはざまで

河西秀哉

二〇一六年八月八日、明仁天皇は、「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」（以下、「お気持ち」と表記）をテレビやラジオ、インターネットを通じて人々に伝えた（本書二六三頁）。この「お気持ち」は自身の意思を強くにじませながら、しかも自身の考える象徴天皇のあり方や天皇制という制度の問題についても言及していた。

明仁天皇はこのなかで、「即位以来、私は国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索しつつ過ごして来ました」と述べ、「象徴」としての天皇像を自身がこれまで模索してきたことを強調している。その模索とは、憲法に規定された国事行為だけではなく、「象徴」としての立場からなされる「公的行為」の拡大と言える。全国各地を訪問し人々と触れ合うことや被災者の見舞いを行うことなど、明仁天皇が重要視する活動は「公的行為」とよばれるものであり、憲法や法律にはそれに関する規定はない。それは、天皇が「象徴」としてのあり方を模索してきた結果生み出されたものであった。「お気持ち」では、そうした公的行為を含めた「公務」すべてが「象徴」としてのあり方だと主張されている。自らが模索し形成してきた「象徴」としての天皇像への強い自負とも言えるだろう。そして「お気持ち」では最後に、「国民の理解を得られることを、切に願っています」と結び、自らが模索してきた「象徴」像を人々に問うた[1]。

そもそも、明仁天皇はなぜ「象徴」を模索してきたのだろうか。アジア・太平洋戦争の敗戦によって、大日本帝国憲法の改正は「民主化」課題の重要な争点となった。日本側は「自主的」に憲法を改正することによって天皇制の温存を図るとともに、連合国側からの「民主化」要求にも応えようとした。そこでは、天皇制を民主主義といかに整合させるのかが課題であったが、基本的には大正デモクラシー期の政党内閣が定着していた頃のあり方が想定されていた。戦前と基本的な構造は変わらず、天皇の権威は温存させた制度が構想されたのである。その権威によって、国内の支配秩序を安定化させようとしていたと言える。そのくらいの「民主化」でも連合国を納得させられると、日本側は判断していた。

ところが占領軍（ＧＨＱ）の判断は異なっていた。天皇制に対する厳しい国際世論や昭和天皇への戦争責任追及などの動きを見、微温的な「民主化」ではそれに対応できないと考えたのである。そのため日本側による憲法改正案を拒絶し、民間で検討されていた憲法改正案などを参考にして作成したＧＨＱ草案を突きつけた。これが日本国憲法の原型となる。

しかし、日本政府もただＧＨＱ案を押しつけられたわけではない。「あこがれの天皇」論など戦前との連続性を強調し、自らの検討案に解釈を通してできるだけ近づけるよう努力することで、天皇の権威を保とうとしたのである。では、それに対してＧＨＱは何もしなかったのだろうか。実はＧＨＱも、円滑な日本占領のためには天皇制を温存させて、その権威を利用することが不可欠であると理解していた。そのため、日本側の試みを黙認する。ＧＨＱにとっては、日本国憲法制定によって、文言上天皇制がそれまでと変わったことを国際世論にアピールできればよかったのである。一方日本側は、憲法の条文の解釈の振れ幅を利用して戦前との連続性を保ち、天皇が権威を持つと解することもできるようにした。こうして、多

様な解釈が成り立ち得るような象徴天皇制が制度として成立する。[2]

以上のように憲法制定過程において明確な定義を与えられなかった「象徴」のあり方は、戦後史のなかでしばしば対立しつつ、次第にその内実が具現化されていく。そうした過程で「象徴」をめぐる様々な動きを担ったのは、天皇であり、政府・宮内庁であり、マスメディアであり、研究者・知識人であり、そして私たちであった。

昭和天皇は「象徴」となっても自らには権威があって人々への影響力が大きいと考え、それに基づいた行動をしていく。[3] 宮内庁もそうした天皇の意向を叶えるべく動いた。政府、特に保守政権は、占領中期より冷戦にともなう「逆コース」が進展したこともあり、天皇の権威をより高めていく政策を採っていく。そして「象徴」の内実を「元首」として解釈することで、天皇の権威を背景とした秩序のあり方を目指した。とはいえ、実際に「象徴」から「元首」へと文言を変えることはできなかった。なぜなら、「民主化」を経験してそれを理想化した人々のなかで「象徴」という文言は次第に定着し、その解釈においても権威的ではない天皇像が意識されていたからである。[4] こうした天皇像の定着には、敗戦直後のマスメディアの影響も大きかった。皇室記者たちへの接し方が戦前と戦後で大きく変わったことも、彼らにとって「民主化」を実感する契機となり、そうした感情を基にした記事が量産される。そのため、人々に「民主的」な象徴天皇像が定着したのである。

そのマスメディアも、経済成長にともなう大衆社会化・消費社会化が進むなかで、天皇制をもそうした側面から取りあげていく。その頂点が一九五九年の「皇太子ご成婚」であった。人々はメディアのなかの美智子皇太子妃像を歓迎し、それがミッチーブームとなった。そして、象徴天皇制は一つの到達点を迎え

ることとなる。[5]

こうしたブームの渦中にあって、明仁皇太子・美智子皇太子妃はその役割を演じつつ、やや戸惑っていたと思われる。詳しくはⅠ部の各論文に譲るが、彼らは皇太子・皇太子妃時代から「象徴」の内実を問い、そのあり方を自ら模索した。そして、「象徴」としての天皇像を作りあげようとする。彼らは何を思い、どのように行動したのだろうか。

とはいえ、この皇太子・皇太子妃の模索は必ずしもマスメディアには大きく伝えられなかった。それが大きく変化したのは一九八九年の即位以降、平成になってからである。即位後も明仁天皇・美智子皇后はそれまでの「象徴」としての模索を続け、それが「平成流」としてマスメディアで大きく取りあげられるようになり、人々にも印象づけられるようになった。[6] では、天皇による「象徴」としての模索とは具体的にどのようなものだろうか。「平成流」と大枠でイメージされるものを詳細に分析してこそ、それぞれの持つ意味を理解することができるだろう。Ⅱ部の各論文では、それぞれのテーマにそって「平成流」を分析し、平成の天皇制を総体的に考える手がかりとする。

以上のように、戦後に続けられてきた「象徴」としての模索こそ、冒頭の「お気持ち」によれば「象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方」を考えることであった。日本国憲法に定められた国事行為のみならず「公的行為」と呼ばれる天皇の行動こそ、「象徴」としてのあるべき姿であると明仁天皇は認識していた。それゆえ、それが十全にはこなせなくなった今、退位の意向を表明したのである。この天皇の自己認識は正しいのだろうか。

日本国憲法によって「象徴」と規定された天皇制ではあったが、その内実は戦後史のあゆみのなかで形

成されてきたと言える。そしてそれは、多様なアクターによってなされたものであった。Ⅲ部の各論文では、戦後日本のなかでの象徴天皇制の意味を、マスメディアや憲法学・法律学から考える。

本書では以上のように、象徴天皇制がいかに制度として運用され現在に至っているのか、またその内実を模索し続けてきた天皇や皇后個人の思想や行動に注目し、平成の天皇制とは何かを明らかにしていく。それぞれの論文によって、象徴天皇制が現代の日本社会に持つ意味が浮かびあがるだろう。

現在、明仁天皇と美智子皇后の人格と、「平成流」の天皇制が人々の支持を得ている。[7] だからこそ、天皇の「お気持ち」表明後、退位を支持する声が大きいのだろう。しかし一方で、天皇や皇后、そして「平成流」への批判は表明しづらい空気が広がってはいないだろうか（マスメディアを見れば、むしろ称揚する雰囲気に満ちている）。それは、象徴天皇制に対して私たちが正面から向き合うことを避けていることに起因するようにも思われる。象徴天皇制を問うことについて、私たちは思考停止しているのではないだろうか。しかしそれでは、「象徴」について議論を重ねずに、退位を前提とした技術論に終始した政府の有識者会議と何ら変わりない。本書はそうした現状に対し、今後の象徴天皇制を考える手がかり、またそもそも日本社会にとっての天皇制とは何なのかを考える議論のたたき台となるような論考を収録している。それぞれの論文では見解の相違もあるが、その違いを越えて、本書をきっかけに、象徴天皇制に関する議論が進展することを期待したい。

（1）二〇一六年八月八日「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」http://www.kunaicho.go.jp/page/okotoba/detail/12

（2）　中村政則『象徴天皇制への道』（岩波書店、一九八九年）、古関彰一『新憲法の誕生』（中央公論社、一九八九年）、吉田裕『昭和天皇の終戦史』（岩波書店、一九九三年）、河西秀哉『「象徴天皇」の戦後史』（講談社、二〇一〇年）、瀬畑源「象徴天皇制の形成と展開」（『岩波講座日本歴史18　近現代4』岩波書店、二〇一五年）など。

（3）　坂本孝治郎『象徴天皇制へのパフォーマンス』（山川出版社、一九八九年）、注2河西『「象徴天皇」の戦後史』など。

（4）　渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』（青木書店、一九九〇年）、後藤致人『昭和天皇と近現代日本』（吉川弘文館、二〇〇三年）、冨永望『象徴天皇制の形成と定着』（思文閣出版、二〇一〇年）など。

（5）　吉見俊哉「メディアとしての天皇制」（『岩波講座天皇と王権を考える10』岩波書店、二〇〇二年）、ケネス・ルオフ『国民の天皇』（共同通信社、二〇〇三年）、石田あゆう『ミッチー・ブーム』（文藝春秋、二〇〇六年）など。

（6）　岩井克己「平成流とは何か」（『年報　近代日本研究』二〇号、一九九八年）、河西秀哉『明仁天皇と戦後日本』（洋泉社、二〇一六年）など。

（7）　ＮＨＫが二〇一三年に実施した「第九回「日本人の意識」調査」によれば、天皇に対して「好感をもっている」と回答したのが三五パーセント、「尊敬の念をもっている」と回答したのが三四パーセントで、約七割の人々が平成の象徴天皇制に対して共感・よい印象を持っていることがわかる（https://www.nhk.or.jp/bunken/summary/yoron/social/pdf/140520.pdf）。

目　次

はじめに　象徴天皇制とは何か――制度と個人のはざまで ……河西秀哉

I部　明仁天皇と美智子皇后――思想と行動

1　明仁天皇論――近代君主制と「伝統」の融合 ……瀬畑　源　3

はじめに

一　戦前戦後の変化

1　生まれながらの皇太子

2　皇太子への教育

3　象徴の後継者へ

4　英語教師ヴァイニングの登場

二　近代君主制と「伝統」

1　メディア報道との距離感

2　小泉信三の教え
3　徳治の「伝統」
三　象徴への模索
1　美智子妃の登場
2　「国民国家」の象徴
おわりに

2　美智子皇后論——そのイメージと思想・行動……河西秀哉　29

はじめに
一　ミッチー・ブームとその終焉
二　皇太子夫妻の模索
三　メディアとの関係
四　「開かれた皇室」の象徴として
五　平成の皇后として
おわりに

Ⅱ部　「平成流」とは何か――新しい天皇制の模索と定着

1　柔らかな「統合」の形
――公的行為の拡大と弱者へのまなざし……冨永　望　57

はじめに――『昭和天皇実録』と「御日程」
一　内奏――国政との距離
1　首相と閣僚の内奏
2　災害に際しての「説明」
二　進講――天皇の関心の所在
1　官僚による進講
2　自衛隊との関係
3　地方自治体との関係
4　公務削減の方向性
三　行幸啓――皇后との役割分担
1　式典への出席
2　弱者へのまなざし

3　ジェンダー的役割分担
おわりに

2　「皇室外交」とは何か——「象徴」と「元首」……舟橋正真　83
はじめに
一　「皇室外交」の形成
二　明仁天皇「皇室外交」
三　平成流「皇室外交」
おわりに

3　「平成流」平和主義の歴史的・政治的文脈……吉田　裕　111
はじめに
一　戦争体験と平和へのこだわり
1　全国戦没者追悼式での「おことば」
2　新年に際して
3　天皇誕生日に際して

二　戦没者の追悼をめぐって
1　靖国型追悼路線の停滞
2　サイパン訪問へ
3　パラオ訪問にみる「慰霊の旅」の限界
おわりに

4
宮中祭祀と「平成流」
——「おことば」とそれに映る天皇像 …… 山口輝臣 135
「お務め」と「公務」の隙間から——はじめに
一　「おことば」に描かれた自画像
1　近代宮中祭祀小史
2　象徴への模索
3　宮中祭祀と象徴的行為
二　「おことば」に映る平成日本の天皇像
1　宮中祭祀か、象徴的行為か
2　対立の位相をどう見るか
平成の天皇像をつくったのは誰か?——おわりに

Ⅲ部　社会の中の天皇制　制度の中の天皇制

1　メディア天皇制論——「物語」としての皇室報道……森　暢平　161

はじめに
一　敗戦直後の昭和天皇像
二　日本のホープ皇太子像
三　転機としてのミッチー・ブーム
四　平成の皇室報道1——雅子妃バッシング
五　平成の皇室報道2——ミッチー再ブームと佳子さま現象
六　天皇の発意・発言
七　退位のメッセージ
おわりに

2　近年の天皇論議の歪みと皇室典範の再検討……渡辺　治　185

一　最近の天皇論議の二つの特徴——検討の視角
1　はじまりの異常

2　天皇論議のねじれ
3　憲法、民主主義、人権視点の欠落と歴史に対する忘却
4　皇室典範改正論にみられる歴史の軽視
5　皇室典範になぜ退位否定が入ったのか？

二　明治典範のねらい
1　明治憲法と皇室典範――明治典範のねらい
2　皇室の自律法
3　新たな国家にふさわしい天皇制の「伝統」の創設
4　天皇の個人意思の排除――「輔弼親裁構造」と明治典範
5　女帝否認、庶子容認
6　退位をめぐる論議のポイント

三　日本国憲法と現行典範――明治典範との連続、断絶
1　憲法による象徴天皇の成立
2　新皇室典範の二重の性格――濃厚な連続性
3　新皇室典範の断絶的側面
4　新皇室典範の連続的側面

四　憲法の構想する象徴制と典範の抜本的再検討

3　「象徴」とは何か——憲法学の観点から……西村裕一　215

はじめに

一　国民主権と天皇制

1　問題の所在

2　「断絶」か「連続」か

3　「断絶」か「連続」か、を超えて

二　象徴とは何か

1　象徴の消極性と積極性

2　「地位」か「機能」か

三　公的行為とは何か

1　問題の所在

2　学説の諸相

四　「平成流」と憲法

1　再び、公的行為について

2　再び、象徴について

〈座談会〉「平成」の終焉と天皇制の行方 ……吉田 裕・瀬畑 源・河西秀哉 243

「生前退位メッセージ」／メディアとのかかわり／メッセージに込められた危機意識／「平成流」とメディア／「人柄主義」報道と批判の欠如／「平成流」と「公的行為」／「平成流」の新しさと古さ／「代替わり」と天皇制の行方／皇位継承問題が問いかけるもの／これからも議論を続けてゆくために

【資料】「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」

I部

明仁天皇と美智子皇后

——思想と行動

1　明仁天皇論――近代君主制と「伝統」の融合

瀬畑　源

はじめに

二〇一六年八月八日、明仁天皇は映像を通じて、国民に対して事実上「退位」を認めてほしいというメッセージを発した。

この冒頭において、天皇は自らの職務を以下のように説明した。

即位以来、私は国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索しつつ過ごして来ました。伝統の継承者として、これを守り続ける責任に深く思いを致し、更に日々新たになる日本と世界の中にあって、日本の皇室が、いかに伝統を現代に生かし、いきいきとして社会に内在し、人々の期待に応えていくかを考えつつ、今日に至っています。(1)

この中で明仁天皇は、現代の天皇としてのあり方を、「日本国憲法の象徴」と「伝統の継承者」との二つのバランスのなかで模索してきたと語っている。筆者はこれを、「近代君主制」（特に立憲主義に基づいた君主制）と、憲法以前から存在する皇室の「歴史」や「伝統」とのバランスをとろうとしていたと理解している。

そもそも「象徴」という言葉は極めて曖昧な言葉である。専門家である筆者であっても、「象徴とは何

か端的に説明せよ」と言われると、どう説明するか迷う。

憲法学の専門書では、象徴とは「抽象的・無形的・非感覚的なものを具体的・有形的・感覚的なものによって具象化する作用ないしはその媒介物」を意味するとされる。君主制国家における君主は、本来象徴としての地位と役割が与えられてきたが、明治憲法の下では統治権総攬者の地位が前面に出ていたので、象徴としての地位は背後に隠れていた。しかし、日本国憲法で国政に関する権能を持たなくなった結果、象徴としての地位が前面に出てきた。したがって、「憲法一条の象徴天皇制の主眼は、天皇が国の象徴たる役割をもつことを強調することにあるというよりも、むしろ、天皇が国の象徴たる役割以外の役割をもたないことを強調することにある」と考えるべきとされた。(2)

近代国家における君主制の多くは、国家によって政治権力の制限のされ方は違いがあるにしろ、立憲主義の枠内に権力が抑え込まれ、行政や議会が実質的な政治の主導権を握っていった。現代まで生き残った君主制は、国民国家における国民統合の役割を担い、国民の支持に支えられて存続している。支持を失った君主制は、次々と革命などによって崩壊していった。日本の象徴天皇制は、この近代君主制の一種であると言える。

日本国憲法の制定過程からも明らかなように、ＧＨＱは、昭和天皇を占領統治に利用するために戦争責任を問わず、天皇から政治権力をすべて剝奪することで、天皇制存続への国際社会の理解を求めた。その結果、国事行為を除き、「象徴」の職務が何であるのかは、その後の天皇の行動や政治家の思惑の中で定まっていくことになった。

特に、のちに「公的行為」と言われる各地への行幸や儀式への出席などは、日本国憲法が制定される前

から行われていた昭和天皇の全国巡幸が継続されたことをはじめとして、なし崩し的に拡大をしていった。天皇の政治利用への警戒心の強かった日本社会党などの国会議員が、たびたび国会で公的行為に枠をはめるための質問を行った結果、現在では「国政に関する権能を含まない」「内閣が責任を取る」「象徴としての性格に反しない」という基準で行われることになっている。

明仁天皇は特にこの公的行為のうち、各地への行幸を重要視していた。ビデオメッセージの中でも、各地への旅を「象徴的行為として、大切なものと感じて来ました」と述べている。そして、この行幸ができなくなることが、退位の大きな理由として掲げられている。

ではこの明仁天皇が大切にしてきた「象徴」としての行為が、どのように「伝統を現代に生か」す行為に繋がっているのか。また、なぜここまで国民と会う行為を重視するのか。それを、明仁天皇の人生を振り返りながら考えてみたい。

一　戦前戦後の変化

1　生まれながらの皇太子

明仁天皇は一九三三年一二月二三日に、昭和天皇と香淳皇后の長男として誕生した。天皇皇后にとって五人目で初めての男子であり、「生まれながらの皇太子」であった。満洲事変や国際連盟の脱退通告など、軍国主義が台頭し、国際的な孤立感が深まる中での明るいニュースとして、祝賀行事が全国各地で行われた。

昭和天皇は、皇太子をしばらくは内親王と同じく、宮城内の呉竹寮で育てたかったようである。しかし、元老西園寺公望は、「今日、よく親が子供を自分の思ふ通りに、わけも判らずに教育しようと思ふことは非常な間違で、人おの〳〵の天性といふものがございますから、それをよく見極めて、その特徴を伸ばして行くことにお気をつけにならなければなりません」[3]と釘を刺し、親子別居を主張した。皇太后も、皇太子は天皇個人の子供ではないとして反対した[4]。そのため、一九三六年四月に赤坂離宮に東宮仮御所が設けられ、皇太子はそこへ移ることとなった。

この時の養育担当者のプレッシャーは尋常ではなかったようだ。当時侍医だった佐藤久は、「一寸風邪をひいても心配し、一寸泣いても何処か痛いんじゃないか、治りがわるければ医者がわるいんじゃないかと自然神経質になりますよ」と述べており、事なかれ主義が横行していたという[5]。初等科入学直後には、風邪を断続的に引いて、夏休みまでほとんど学校に通えなかった。

2　皇太子への教育

学習院初等科での教育方針は、対外的には「一般学生と差別しない」ということが強調された[6]。同学年に六七名（華族三五名、平民三二名）の生徒がおり、そのうち三三名が同級生となった。また初等科の六年間のうち三年間は皇太子と同じクラスになるようにクラス替えが行われたようであるので[7]、皇太子と学生との交流を意識的に図ろうとする意図が感じられる。

このような形にしたのは、昭和天皇の教育への反省からであると思われる。昭和天皇が初等科に入学した際は、一二名が同級生になり、皇族二名以外は華族の子弟であった。同級生だった永積寅彦によれば、

もう一方のクラスには二六、七人在籍していたが、クラス替えは一切なかった。[8] 結果、若き日の昭和天皇は、会話がスムーズに行えなくなるなど、近代国家の君主として必要な国民や他国の君主との会話能力に問題が生じた。[9] そのため、明仁皇太子は会話能力や精神的成長への期待から、できる限り多くの友人との交流を重視されたのである。[10]

なお皇太子は、皇族身位令によれば、一九四三年の一〇歳になった時に軍人として任官しなければならなかった。所属するはずであった近衛歩兵第一連隊の橋本賢次少佐は、連隊本部前に皇太子用の式壇を師団の了解の下に作ったとし、「皇太子殿下の御隊附については、時の東条陸軍大臣も軍の戦意高揚の上から是非……と宮内省に申し入れたと言われているが、陛下には遂にお許しにならなかったと承っております」と述べている。[11] 昭和天皇の反対理由は、自分の体験から幼少の頃から任官するのは望ましくないと考えていたためとされているが、[12] それだけではなく、任官すれば疎開がしにくくなるということもあったと推測される。

結局、中等科入学の際の一九四六年四月に任官することになっていたが、その前に敗戦を迎えた。もし実際に任官していれば、たとえ子どもであったとしても戦争のイメージが付与されていたはずであり、戦後の皇太子のイメージは大きく変わっていたことだろう。

皇太子は一九四五年一一月、疎開先の奥日光から帰京した。その時に焼け野原の東京を見たことが、のちの「平和」を重視する考え方の原点となった。

3　象徴の後継者へ

敗戦は皇太子の立場を大きく変えた。これまで「現人神（あらひとがみ）の後継者」であった皇太子は、日本国憲法の下で「象徴の後継者」へと立場を変えた。マッカーサーは昭和天皇を占領統治に利用することとし、戦争責任を不問にしつつ、統治権の総攬者としての地位を剝奪した。そのため、中等科に進学する皇太子をどのように教育するかは大きな問題となった。

しかも、宮内省管轄の学校であった学習院は、特権階級の学校として解体されることをおそれ、自主的に民営化することを決断した。そのため、旧華族や平民の「家柄がしっかりしている」（官僚出身など）学生を選別して入学させるという方針は採れなくなった。そして、一九四六年四月の皇太子の中等科進学時には、これまでとは異なるタイプの学生達が入学してくることになり、皇太子の周囲の友人関係が流動化することになった。その中で皇太子は、自らの意思で友人を選別し、友人グループを構築していった。同級生の家に遊びに行くといったようなことも行うようになった。

皇太子付の東宮職は、戦前の方針通り、皇太子には中等科と御学問所の両方に通わせ、特別教育も課すべきだと主張した。しかし、マッカーサーの意向を探ったところ、単独で授業をすると、「超国家主義か何か、日本一流の思想を皇太子様の若い頭に注射する」ことになるとして反対されたという[13]。そのため、基本的には他の生徒と同じカリキュラムの下で皇太子は学んでいくことになった。

4　英語教師ヴァイニングの登場

一九四六年三月二七日、米国から派遣されていた教育使節団の団長ストッダードに対し、昭和天皇は、明仁皇太子の英語の家庭教師を選定してほしいとの依頼を行った。この家庭教師選定をそもそも提案したのは、マッカーサーの軍事秘書ボナ・フェラーズであったとされる。

フェラーズは一九四六年一月頃、吉田茂外相と会った際に、「皇太子が今、西洋の思想と習慣を学び始めるべき」で、そのための最もよい方法は、「しかるべき円熟したアメリカ人女性を皇太子の家庭教師につけることだ」との内容を吉田に伝え、教育使節団として来日するストッダードに頼むことを勧めたとのことである。[14] そして、フェラーズと交流が密であった天皇の通訳の寺崎英成が調整を行い、天皇が依頼をすることになった。

昭和天皇は皇太子教育を東宮職や学習院に原則として一任しており、この家庭教師招聘は異例の介入であった。よって、この招聘は日米間の高度に政治的な問題と捉えられていたことは間違いない。天皇にとって、次代の天皇である皇太子に米国人の家庭教師を付けるということには、連合国の天皇制に対する批判的な意見を緩和するという目的があったと思われる。また、それだけでなく、天皇自身が外国文化との接触の重要性を認識していた可能性もある。天皇は皇太子時代に欧州へ旅行したことを生涯一番の思い出として記者会見で述べており、青年時に外国文化を摂取することに肯定的評価があったと思われる。[15]

そこで選ばれたのが、エリザベス・グレイ・ヴァイニングであった。ヴァイニングは児童文学作家であり、絶対平和主義で知られるキリスト友会（クエーカー）のフレンド奉仕団で働いていた。当初よりクエーカーから選定するという方針があったとは思わないが、当時のＧＨＱ関係者や日本側にクエーカーが多かった事は指摘されている。[16] 最初の条件は一年契約で個人授業週一時間と設定されており、実際に本人を見

てから授業数を増やしたり契約を延長できる仕組みになっていた。

来日したヴァイニングは、英語を教えることは「日本に対して新しい動的な関係をもつようになったアメリカ的な民主主義の思想と実践とを、皇太子殿下その他の生徒たちに教えるという、さらに大きな仕事の方便にすぎない」[17]と考え、米国の価値観や文化を皇太子に紹介していった。皇太子はのちにヴァイニングのことを「アメリカ人の良心を非常に感じますね」「アメリカ人というものを考える時、夫人を頭の中に入れる。良きアメリカ人として描くという意味です」[18]と述べている。彼女がのちに書いた本のタイトルのように、皇太子に「窓」(Windows for the Crown Prince)を開くことが役割であり、そしてそれは周囲から求められたことと一致していた。

敗戦後の天皇の地位の変化にともない、自分の周囲の環境も急激に変わっていくなかで、皇太子は自己形成を行っていったのである。

二　近代君主制と「伝統」

1　メディア報道との距離感

敗戦前の皇室報道は、検閲や不敬罪による大幅な制限の下に置かれた。メディアが発達した近代国家において、君主制が国民から支持されるためには、好意的なイメージを国民に植え付ける必要があり、検閲はイメージの低下を防ぐために大きな役割を担った。

敗戦後、GHQの人権指令により天皇制に関する検閲が解除され、皇室報道のあり方も大きく変わって

いくことになった。ただ、皇室報道を担った記者たちの多くは、天皇や皇族の「人間性」を強調する報道を通して、天皇と国民の間の「信頼と敬愛」の紐帯を再建しようとする啓蒙的な使命感に駆られていた[19]。彼らの多くは天皇制の存続を疑っておらず、国民に近づく天皇を好意的に報じた。

その中で皇太子もまた、メディアに多く取り上げられることになった。ただ、若き皇太子は、自分がどのように外から見られるのかについて非常にセンシティブなところがあった。高校生のころの友人が、「殿下の悩み」として一一項をまとめたところによれば、「見物的な気分で見られること」「ジャーナリストにウソを書かれること」「世間体をいつも考えなければならないこと」が含まれており[20]、メディアだけでなく、国民からもどのように見られているかを意識せざるをえなかった。中高生の時の地方旅行の際の新聞記事を見ると、カメラを向けられると表情が変わるとか、あくびをしていたが人影を見ると急に体を正すといった内容の記事が散見される[21]。

また、カメラマン達が、皇太子に対してポーズを注文している姿も散見される。皇太子のスキーを指導していた猪谷六合雄は、皇太子がスキー中に転んだときに、ある新聞社のカメラマンがすぐ目の前にレンズを向けて「殿下、一寸お笑いになって下さい」と注文を出している姿を描いている[22]。ヴァイニングが自分の授業の写真撮影を許した際に、時々写真班の一人が飛び出してきて皇太子の姿勢を直したり、撮影時間が終了した後に、一人のカメラマンが駆け戻ってきて遠慮無しに皇太子の顔の真ん前にカメラをすえて撮り始めたので追い払ったという[23]。

メディアなどの目を常に意識せざるをえなかった皇太子は、友人がメディアに情報を洩らすことに対して厳しい対応をとった。橋本明は若き日の皇太子のことを、「生まれながらにして貴族の特性を備えた明